

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 28 日

看護師の特定行為研修指定研修機関 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修に係る変更の届出の電子化に伴う運用について
(周知)

看護師の特定行為研修の推進については、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為研修に係る指定研修機関が行う事務手続に関しては、「「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」（令和 7 年 9 月 26 日付け医政発 0926 第 2 号厚生労働省医政局長通知。以下「改正通知」という。）及び改正通知による改正後の「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0317 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）において、紙書類の郵送を前提とした様式から電子的な申請を前提とした様式に変更するとともに、電子的な申請の受付を令和 7 年 12 月 1 日から開始することをお示ししたところです。

今般、指定研修機関による変更の届出に関して、電子的な申請への速やかな対応が難しい場合も想定されることから、当面の取扱いを下記のとおり定めたので、指定研修機関の関係者におかれましては、ご承知おきの上、申請や届出に係る準備を進めて頂きますようお願いいたします。

なお、指定研修機関の指定申請書、特定行為区分変更申請書、年次報告書、指定研修機関の指定取消申請書及び特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の提出については、改正通知で示したとおり、令和 7 年 12 月 1 日から電子的な申請の受付を開始しますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

- 変更の届出は、指定研修機関の名称、所在地等に変更が生じた日から起算して 1 か月以内に、局長通知第 2 の 6 （４）に定める指定研修機関変更届出書を厚生労

働大臣に届け出なければならないとされている。

指定研修機関変更届出書について、電子的な申請の受付を令和7年12月1日から開始するとともに、従来通りの紙書類（郵送）による申請を令和8年3月31日まで受け付けることとし、電子的な申請と紙書類（郵送）による申請の移行期間を設けることとする。

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

担当：内田（4173）・清河（4176）

電話：03-5253-1111

Mail：ns-tokutei@mhlw.go.jp